

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、昭和〇年〇月〇日に会社を退職するまで、商品管理及び営業等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、会社の倉庫は石綿が使用されており、荷物の上に上がって頭が天井に当たる状況で作業したため、石綿にばく露したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「肺腺がん（原発性肺がん）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人には○年○か月の石綿ばく露作業従事歴があり、CT画像上胸膜プラークが認められ、乾燥肺1g中の石綿小体は○本であって、業務以外の原因による石綿ばく露は考えられないことなどからみて、請求人に発症した本件疾病には業務起因性が認められるものであると主張する。

(2) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求代理人は、請求人がD会社E支店及び会社において延べ○年○か月にわたり石綿にばく露する作業に従事していた旨主張する。しかし、D会社において請求人が従事していた業務は、商品管理及び倉庫内における水道管等の入出庫作業であり、水道管を切断するがごとき加工作業に従事することはなかった旨、自らが述べているところであり、仮に当該水道管に石綿が使用されていた可能性があったとしても、上記作業をもって石綿にばく露する作業であるとは判断し得ない。

また、会社についても、請求人が従事していた作業は、学校で使用する教材等の倉庫管理、配達、及び営業であり、石綿を含む何らかの物品を取り扱ったと推認しうる申述ないしは証拠は存在していない。この点、請求代理人は、倉庫の天井に石綿が吹付けられていたため、これにばく露したものである旨を主張するが、同所に石綿が吹き付けられていたことを証する何らの資料は存在せず、また、同所にて作業を共に行う同僚等に同様の症状が発症するなど、石綿

の存在を合理的に推認させる事情も認められないことから、当該倉庫にて作業を行ったことをもって石綿ばく露作業に従事したとは認められないものである。

なお、当審査会においては、仮に会社の倉庫に石綿が吹き付けられていたと推認し、請求人への石綿ばく露が生じた可能性があるかについても検討したが、請求人が会社に勤務していた期間は昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの約〇年〇か月間に過ぎず、また、請求人は同期間において配達や営業にも従事しており、同倉庫内に終始滞在していたものでないことも鑑みると、本件疾病を惹起するほどの石綿ばく露が生じたとはおよそ判断し得ないものである。

- (4) 当審査会としては、請求人の肺に残存するとされる石綿小体等について、その理由を確認することはできないものの、上記のとおり、請求人において、石綿にばく露する作業に従事したとの履歴を認めることはできず、本件疾病と業務との因果関係を認めることはできないものである。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。